

令和7年度町政懇談会議事録

- 1 日時 令和7年10月22日(水)10:00～11:40
- 2 場所 いわき市 労働福祉会館
- 3 出席者 伊澤町長、平岩副町長、森副町長、館下教育長、横山復興推進課長、大浦戸籍税務課長、中野農業振興課長、藤本建設課長、中里住民生活課長、志賀健康福祉課長、木幡教育総務課長、秘書広報課高橋課長補佐、建設課松原支援員(13人)

4 町民出席者 15人

5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会では、町の復興状況を始め、特定帰還居住区域における立入規制緩和のほか、営農や学校再開に向けた取組状況、令和8年度町税の課税の方向性について説明し、皆さんからのご質問やご意見をお伺いするとともに、意見交換を通じて、今後の町政運営に活かしてまいりたい。

○町の復興に向けた主な取組について

1)町の復興状況について

駅東地区では、商業を中心とした賑わいを形成するエリアとして整備を進めており、役場庁舎北側の公設商業施設でイオン双葉店が8月1日にオープンした。

町体育館跡地には、公設商業施設として居酒屋・カフェ・鉄板焼きの3店舗の整備を進めており、令和8年春のオープンを目指している。町内の生活環境が大きく向上し、町に賑わいをもたらす中核になるものと期待している。

駅西地区では、良好な住宅地を形成するエリアとして整備を進めており、昨年6月には、えきにし住宅全86戸が完成し、現在75戸に入居されている。今後は、えきにし住宅の西側にある町有地で造成工事等を進めており、住宅の分譲地を想定した利活用を進めていく。

通所・訪問介護サービス等の提供を目指した「複合的福祉サービス拠点」の整備を令和9年度の開業に向けて進めており、昨年2月に開所した双葉町診療所とともに、皆さんの関心が最も高い医療・福祉分野を更に充実させていく。

2)住宅の確保について

昨年度から町内の住宅再建を促進するため、住宅の取得・修繕等に係る費用のうち、福島県の支援策と併せて、新築住宅の取得で上限800万円、中古住宅の取得または修繕等で上限300万円を補助している。

町の現住人口を更に増加させるため、本年6月に町内への民間賃貸住宅の誘致を目的とした建設費補助制度を創設し、申請の受付を開始している。

今後とも町内の居住人口の増加に拍車がかかるよう、住宅の確保に努めていく。

3)特定帰還居住区域について

通行証の申請や所持がなくとも特定帰還居住区域に立ち入りが可能となる「立入規制緩和」について、下長塚、三字、羽鳥行政区の対象区域においては、令和7年11月4日に実施する方向で調整を進めている。「立入規制緩和」が進むことは、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた大きな前進であり、下長塚、三字、羽鳥行政区の対象区域において、令和8年度内の避難指示解除が実現できるように今後も取り組んでいく。

昨年12月から実施している第2回目の帰還意向調査の結果を踏まえて、特定帰還居住区域の見直し作業も進めている。

国が示した「2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるように避難指示解除の取組を進めていく」という方針を実現できるように今後とも国や関係機関との協議を進めていく。

4)営農再開の状況について

避難指示が解除された下羽鳥・長塚地区のほ場整備事業、上羽鳥の基盤整備事業、中田地区の養液栽培施設整備事業など、各地区におけるハード整備が着実に進捗している。

水稻の実証栽培を長塚字谷沢町や新山字天王下地内で実施しており、出荷制限の解除に向けた取組も進めている。

今後は、農業の基盤整備と担い手への集積を通して、営農再開に向けた取組を加速させる考えであり、営農する個人や法人への支援制度の創設を検討していく。

5)町内の学校再開について

昨年度に「双葉町新学校施設整備基本計画」を策定し、「認定こども園・義務教育学校」を令和10年4月に開園・開校することを決定した。現在は、施設整備の基本設計を進めているところであり、町民の皆さんも利用することを想定した地域に開かれた学校、子供たちと共に学ぶことができる新たな学びの場を創設することを目指している。

カリキュラムについては、0歳から15歳までの保育・教育に対応し、幼少期から外国語や異文化に親しむ活動を取り入れるなど、特色がある学びが展開できるように検討を進めている。

6 説明

- (1)町の復興状況について（横山復興推進課長）
- (2)特定帰還居住区域の立ち入り規制緩和について（中里住民生活課長）
- (3)特定帰還居住区域復興再生計画の改定について（中里住民生活課長）
- (4)営農再開の状況について（中野農業振興課長）
- (5)学校再開の取組について（館下教育長）
- (6)令和8年度町税の課税の方向性について（大浦戸籍税務課長）

7 懇談

(長塚一 男性)

双葉の広報を約1年見てきたが、町長は税の徴収について、何のコメントもしていない。
町長自身が税に対して、無関心なのか。

(伊澤町長)

町長としてコメントを出してないという点はそのとおりだが、税の徴収に関して関心がないということではない。また、東日本大震災での特例措置に関しては、避難指示解除後から3年間の減免措置の後、通常課税になることは町の広報で周知をしている。

(長塚一 男性)

私の言ったことと違う。昨年から約1年間広報紙を見てきたが記載がなかったので、広報紙に出してもらいたい。届いた請求書の中に細かい字でいろいろ書いてある。他の町では税の区分などの説明ができていたが双葉町はできないのか。今年度中に税の特集を組んで、税の徴収のあり方、区分の部分を広報紙で出していきたい。

(伊澤町長)

税に関しての特集だが、今即決できることではないので、会議などを踏まえ判断をしたい。また、町税等の免除減免等については、令和6年度に移行方法として明記をしているのでご承知いただきたい。

(長塚一 男性)

町民であるから即答できないのか、議会を通せばいいのか。他の町でできるのになぜできないのか。

(伊澤町長)

年度内の広報のスケジュールもあるため、内部で調整して判断をさせていただきたい。

(大浦戸籍税務課長)

先ほど町長からも、検討するという回答をさせていただいたところなので、持ち帰り、早急に特集が組めるかどうか判断をさせていただきたい。

(長塚一 男性)

承知した。

別の話になるが、9月に植田の役場に行った際、植田では説明の資料を出してくれた。6月に双葉町へ行った際は何も出してくれなかった。町民に対してはあまり説明しないのか、議員が行けば説明するのか。町民と議員で対応が違うのか。

もう1点、単身で年収が年金だけ、という方が税の徴収になっていない。税の区分についても、公平に出しているのか。

(伊澤町長)

町民の方、議員の方によって対応を変えるということはない。役場の職員には、来庁された方にしっかりと丁寧に対応するようにと指導しているが、非常に不快感を持たれたということなので、今後その対応についても指導をする。

(大浦戸籍税務課長)

税の決め方については、法令に基づいて算定を行っている。なお、課税の有無については、個人の状況によって算定方法が異なっているため、一概に年金収入額だけで課税の有無は説明できない。これらの周知の方法について他町村の状況を検討して、対応させていただきたい。

(三字 男性)

11月4日の規制緩和の話を変うれしく思った。そのうえで、4日から規制緩和が始まるというのは確定なのか。また、何時頃になるか。

(中里住民生活課長)

規制緩和の日程が確定したわけではない。来週行われる白河市での町政懇談会を含めて各町政懇談会で、規制緩和についてのご意見等をお伺いしている。そこで反対意見等がなければ11月4日に規制緩和を行う。4日の時間についても、確定していないので、今後国と調整をしていく。なお、時間など確定した後にお問い合わせをいただければ、できる限りお話しさせていただく。

(下長塚 男性)

承知した。続けて2点お聞きしたい。

1点目として、規制緩和のルールや注意事項はここに書いてある、物を持ち出す行為以外はないのか。ルールが新しくできてしまうのかということは、考えなくていいのかが1点。

2点目として、除草後の集草についてであり、双葉町に帰るとなるとおそらく草刈になる。刈った草は持ち出すわけにいかないのか敷地に積んでおいてもよいか。

(中里住民生活課長)

規制緩和のルールについて、新しく何かが設けられるということはない。

除草後の刈草の出し方については、従来の帰還困難区域でのやり方を踏襲する形で対応する。併せてごみの出し方についてもわかりやすい形で周知をしていく。

(三字 男性)

今月の広報で、行政からの宅地除草に関するアンケート文書がある。内容については歓迎すべき内容だと個人的には思っているが、アンケートの締め切り日が文章には入っていない。また、町役場としての窓口はどこになるのか。

(藤本建設課長)

宅地除草については行政区長からのアンケートとなっており、日付が入っていないのは行政区長さんのミスだと思われる。また、行政区が主体のため行政区長が窓口となっているが、担当課としては建設課なので、質問等あれば建設課の方に問い合わせさせていただきたい。

(三字 男性)

アンケートの中にも費用云々という回答があった。報償金というのは町の資金になると思うが、その費用の一部を東京電力に要求、請求することも必要と考える。

(伊澤町長)

個人の宅地の除草に関して、法律の考え方ではその持ち主の方が除草するというのが原理原則となる。しかし、町民の皆さんが全国各地に避難をしている中、個人での管理が非常に厳しいということで、今回の報償金制度というのを考えた。町としてもできるだけことはやるという方針で、除草剤の配布や、宅地の除草に関しては行政区長のご協力もあり、行政区内の皆さんの意向を聞いていただいた。勝手に個人の宅

地に入ってしまうと不法侵入になってしまうので、行政としては判断が難しいところではあるが、住民の皆さんの様々な希望も鑑みて判断をしている。

(三字 男性)

原理原則、あくまでも個人の所有だということは理解した。ただ、個人のものだから手を出さないということではなく、お金を出せば事業者がやってくれるところもあると思うので、その費用の一部を町で負担するという形はどうか。

(伊澤町長)

法律で考え方が決まっているものに関して、法律に抵触しないような取組としてどこまでできるか、ということで町として精一杯考えた。自分の財産に関して、個人としてできることはやるべきと考える。震災から15年が経とうとする中で、何でも町がやってくれるだろうという考え方を少し変えていただきたい。

(三字 男性)

すべて行政に丸投げし、やって欲しいと言うわけではなく、行政も住民もそれぞれに負担するべきではないかということを言いたい。

(伊澤町長)

先程も述べたように、町としてできる限りの法律に違反しないような取組を行っているので、決して町が手を出さないということではない。町として干渉できる限界ということで、内部で協議、判断をして現在の取組を行っているのご理解いただきたい。

(三字 男性)

承知した。今後も可能な範囲で継続してほしい。

別件で教育長にお伺いしたい。学童が今後増加するかの見込みと、現在の学童数はおおまかに何人いるのか。

(館下教育長)

双葉町内に住んでいる子供たちで、幼稚園小学校中学校で10人、2歳を入れると全部で13人と把握している。現在は浪江町のんみえ創成小中学校に区域外就学で通っている。

これからの推移として、町立学校に在籍している子供たち、保護者の皆さんには、令和10年4月に開校した際の意向調査を集めているところだが、小学校6年生の子供はいわき市立の学校に通学すると判断をしたところもあると考える。現在、令和10年に子供たちが何名戻ると確定はできないが、町内に10人はいるので新しい学校に就学する方向では考えている。

(下長塚 男性)

課税対象の土地の価格は、震災前と比べてどのくらいなのか。

(大浦戸籍税務課長)

課税額についての正確な数字は持っていないが、半分ぐらいに下がっているという認識でいる。

(鴻草 男性)

1点目は、草木が生い茂り、中田川と宅地で境界がはっきりしない状況で樹木類の枝が敷地内まで来ており、今後自宅の解体や除染を申請する際に、この部分については伐採伐根という形で提出しようかと思う。町としても、県や国への働きかけを行ってもらえるのか知りたい。

2点目は、まちづくりの話について。実家が長塚字寺内前にあり、以前はまちなか再生ゾーンというような

表記になっていたかと思う。寺内前の地区に住んでいた方々にも、今後のまち活用についての方向性を示してもらいたい。土地活用について、住民の方に聞き取りやアンケートを行ってこのような形になったのか。

3点目は、県内外にある支所もいずれは統合されていくと思われるが、住民の利便性を考えると利用度の多い支所は残していくのか、それとも双葉町に統合するのか。

4点目は、双葉町役場にも総合案内などがあると住民の方が行きやすくなると思うので、案内所が欲しい。
(建設課松原支援員)

除染解体においては、法的にその方が持っている土地の中なので、除染の際にどれだけやれるのかということとは相談していく。枝が上空に差しかかっているということは権利の及ぶ範囲に伸びてきていることと思うので、こちらについても県と環境省で調整をさせていただきたい。その上で、県が切るのか、環境省が切るのかということとは、除染と解体の際に皆さんにご説明をして、執行する。

(横山復興推進課長)

駅東の土地利用については、資料の赤い部分から先行して取り組んでいきたい。また、駅西のように大規模な面的整備というのはかなり難しいが、例えば、土地を貸したい方がまとまったところに対しては、民間の方の事業所に紹介できる可能性があるので、意向調査をさせていただければと思う。

(伊澤町長)

3点目の支所の改廃について、将来的には双葉町役場の方に集約をする。ただし、早急に統合を開始するということではない。皆さんの利用状況もしっかりと確認した上で、判断をさせていただきたい。何年先になるかははっきり決定できないが、いずれ集約はする状況にはなると考えている。

4点目の総合案内について、新たに双葉町に住んだ方や慣れていない方からどの課に行けばよいのかわからないという話は私の方でも耳にしている。そうした方に対し、声かけをするようにと職員には指導しているが、依然として対応に関する苦情が入っている。今年度は厳しいが、令和 8 年度には総合案内的なものを役場の入口に配置し、来庁された方の要件をお聞きしてご案内する対応をしていく予定である。

閉会 11時40分